

## 6 提案に関する条件

応募者は、次に示す条件に基づき、提案資料を作成してください。

### (1) 業務の内容

#### ア ターミナル施設における荷役設備等の整備業務

##### (7) 整備方式について

港湾管理者とPFI事業者との基本的な役割分担は、次のとおりとします。

##### ○整備方式

整備対象	整備主体
岸壁	国 (整備済)
背後用地	港湾管理者 (整備済)
荷役機械 第1期整備施設 第2期整備施設	港湾管理者 (整備済) PFI事業者
荷役設備 港湾管理者が整備する下表以外の施設	PFI事業者

##### ○港湾管理者が整備する荷役機械及び荷役設備の内容

整備対象	
第1期整備施設	
・ガントリークレーン	2基
・トランスファークレーン	4基
・仮管理棟	1式
・ゲート	1式
第2期整備施設	
ターミナル利用促進のために港湾管理者が自ら整備することが必要と判断した施設	

#### イ ターミナル施設の管理運營業務

業務遂行にあたっては以下の事項に留意してください。

##### (7) 全般

事業者は、ターミナル施設を一体的に管理運営し、施設の利用者に対し、高水準な施設を低廉な料金水準で提供できるよう努めることにより、取扱貨物量の増大等ターミナルの利用促進を図ることとします。

この際、ヤードオペレーションについては特定単一の者が行うこととし、事業者はこれを自ら行うか、又は事業者と密接な関係を有する第三者に行わせることとします。

ターミナル施設の利用船舶は、コンテナ船及びRORO船を基本としますが、供用開始後当分の間は、コンテナ船及びRORO船の利用に支障が生じない範囲でこれら以外の船舶の利用も可能とします。

(イ) ターミナル施設の使用許可手続について

- a 港湾管理者は、ターミナル施設の使用許可を事業者又は船社等の第三者に対して行います。この際、港湾管理者は、使用許可(それに伴う利用調整を含む。)の手続を事業者に行わせることとします。この際、使用許可は港湾管理者の名において行います。
- b 事業者は、ターミナル施設を事業者又は船社等の第三者が使用するときは、茨城県港湾施設管理条例第3条1項の規定による手続を代行するものとします。

(ロ) 施設の料金について

事業者は自らが整備した施設の料金は、原則として自由に定められることとします。ただし、事業の趣旨を勘案し、高水準な施設を低廉な料金水準で提供するように努めるものとし、本事業の趣旨に反する料金が設定された場合は、港湾管理者は事業者に対し指導を行うことがあります。

保税蔵置等、ターミナル施設全体の管理運営上事業者が一元的に行うことが適切である業務については、事業者が行うこととします。この際の料金については、施設の料金と同様の取り扱いとします。

(ハ) 手続代行に係る手数料について

事業者は使用許可の手続の代行について、手数料を徴収することはできません。

(ニ) 使用の申込みに対する取扱い

事業者は、第三者からのターミナル施設の使用の申込みに対し、本契約の趣旨に反する場合使用を拒否する必要があります。また、事業者は、本契約の趣旨に適合する申込者に対し不平等な取り扱いを行わない範囲において、特定の利用者を優先的に取扱うことができます。

また事業者は、利用者たる第三者がターミナル施設内に荷役機械等を持ち込もうとする際、この機能が、港湾管理者及び事業者が整備した荷役機械等の機能と類似する場合は、第三者に対し荷役機械等の持ち込みを拒否することができます。

(ホ) ターミナル施設の維持補修について

- a 事業者が整備した施設の維持補修は事業者が行うものとします。
- b 岸壁については、異常の有無の確認等の日常的点検は事業者が行い、異常が認められる場合は港湾管理者に報告するものとします。
- c 港湾管理者が整備した施設については、異常の有無の確認等の日常的点検及び定期的又は軽微な維持補修は事業者が行うものとし、これに要する費用については別途協議して定めるものとします。軽微でない補修については港湾管理者が行うものとします。

(ヘ) 荷役機械及び荷役設備の変更について

- a 事業者は、荷役機械及び荷役設備の能力の大幅な変更をするときは、あらかじめ港湾管理者に届け出る必要があります。

- b 港湾管理者は、当該変更が契約の内容に照らし適切でない場合には、当該変更の見直しを指示することがあります。
- c 事業者は、bの指示に従う必要があります。

(2) 施設の立地に関する条件

ア 所在地

茨城県那珂郡東海村照沼地先

イ 対象区域の範囲

図-1 に示す範囲 (約 28ha)

ウ 公共施設等の規模及び配置

(7) 施設概要

常陸那珂港は平成 8 年 3 月改訂 (平成 11 年 3 月一部変更) した港湾計画に基づき、北関東地域の生産・消費活動を支える流通拠点として外貿コンテナ輸送の進展等に対処するため、コンテナターミナルをはじめとした外貿物流機能等の強化を進めています。本事業の対象とするターミナル施設は、同計画に基づき常陸那珂港において初めて供用されるコンテナターミナルであり、施設の規模は次のとおりです。

5 万 D/W 級岸壁 (-14m) 1 バース 延長 280m (計画延長 310m)

3 万 D/W 級岸壁 (-12m) 1 バース 延長 240m (計画延長 250m)

1 万 D/W 級岸壁 (-10m) 1 バース 延長 170m

このうち延長 350m については、水深 15m として運用可能

ふ頭用地 28ha

(参 考)

図-2 (供用開始時 平成 12 年 4 月)

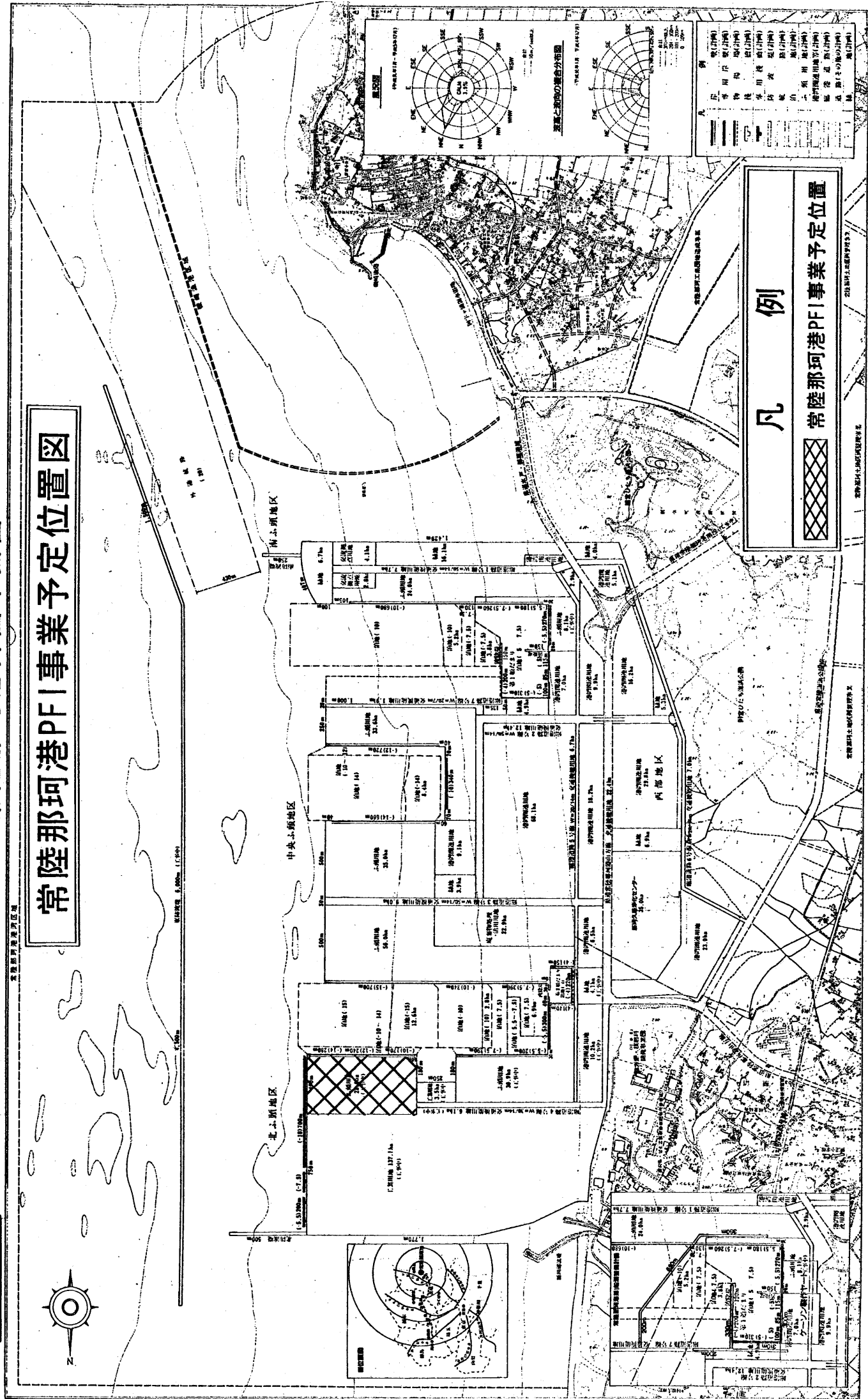
図-3 (全面供用時のイメージ)

(i) 取扱貨物量の目標

- a 供用開始時は、暫定供用段階として年間 3 万 TEU の取扱貨物量を目標とします。
- b その後、取扱貨物量の見込みを考慮して、順次施設整備を進め、最終的な取扱貨物量の目標は 25 万 TEU 以上とします。

常陸那珂港計画平面図

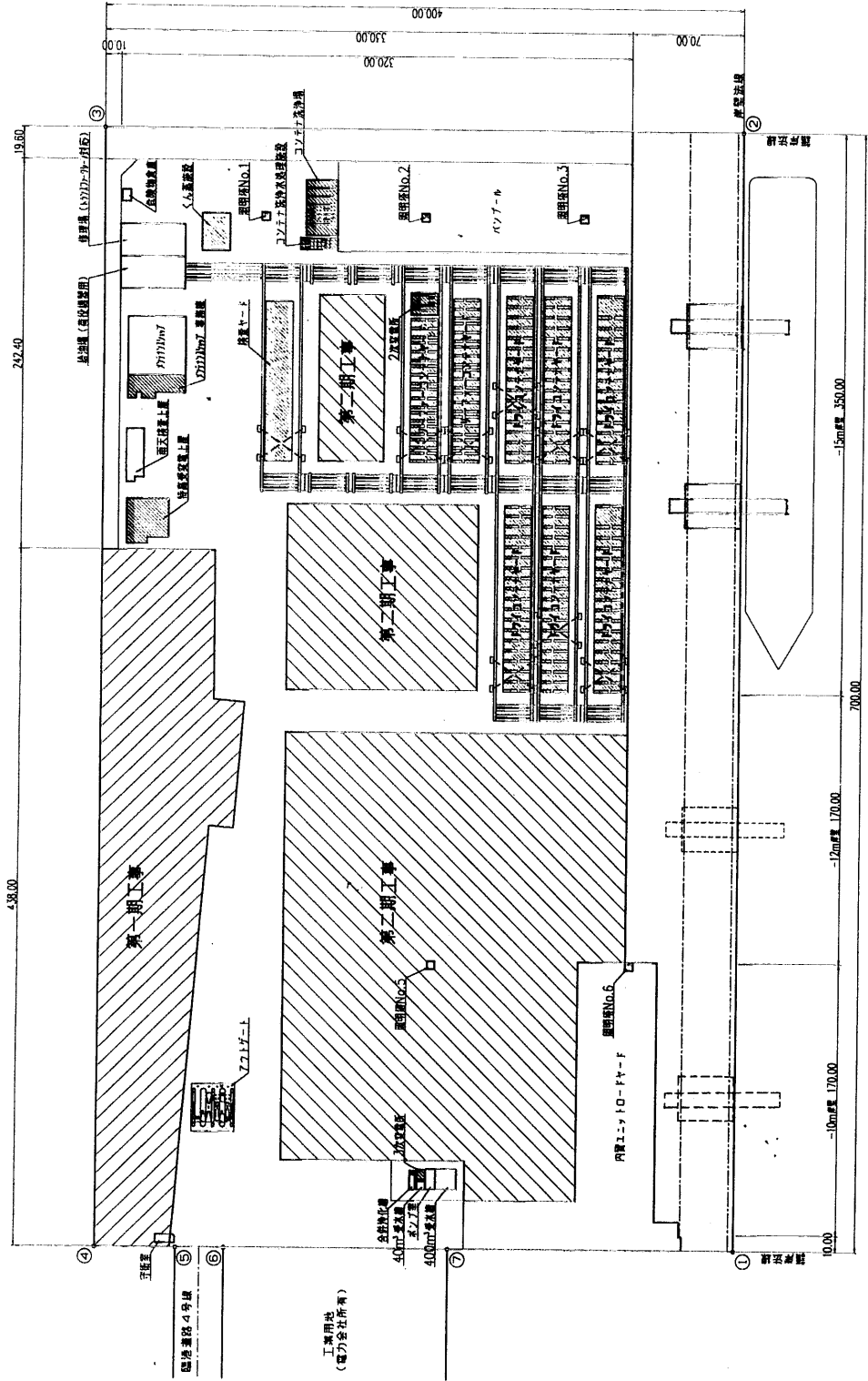
常陸那珂港PFI事業予定位置図



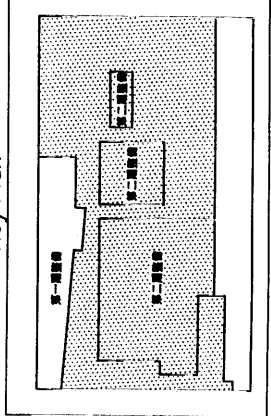
例  
 常陸那珂港PFI事業予定位置

2010年11月現在

平面図 (供用開始時) S=1:3,000u; m



Key Plan



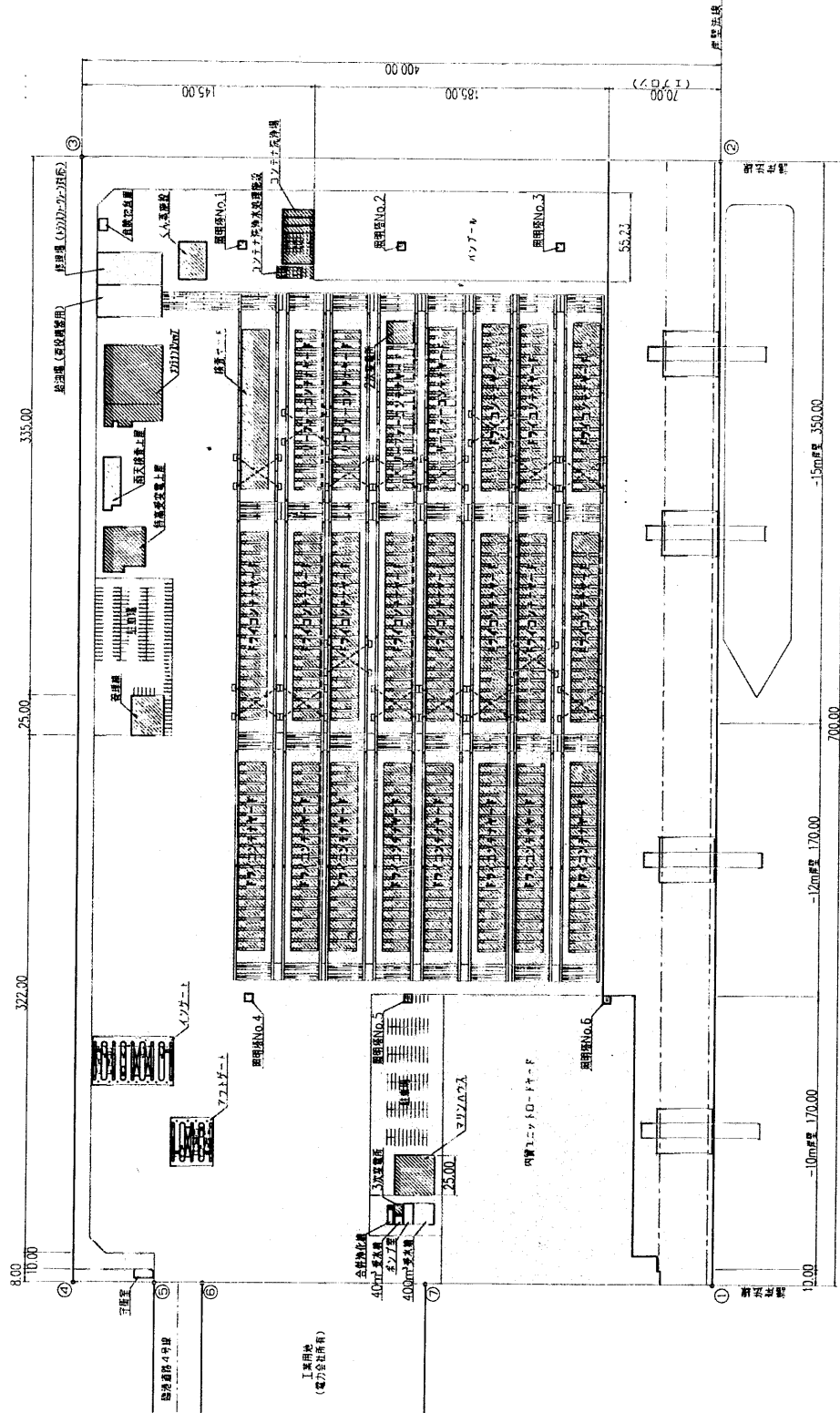
施設区分

■	ドライコンテナヤード	■	メンテナンスショップ
■	リーフターコンテナヤード	■	コンテナ洗浄場
■	検査ヤード	■	修理場 (トラクタール対応)
■	パンブール	■	照明塔
■		■	上下水道施設
■		■	その他 (守衛室, 危険物倉庫)
■		■	突電所
■		■	給油場

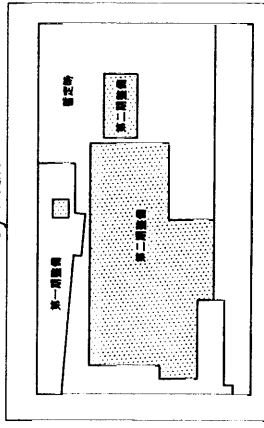
地号	座標値	
	X	Y
①	47,780,000	70,772,500
②	47,780,000	71,472,500
③	48,180,000	71,472,500
④	48,180,000	70,772,500
⑤	47,130,000	70,772,500
⑥	48,100,000	70,772,500
⑦	47,960,000	70,772,500

\*① ~ ⑦ は座標値を表す。

平面図(全面供用時:イメージ)S=1:3000u;m



Key Plan



**施設区分**

管理棟	給油場
コンテナ洗浄場	コンテナ洗浄場
修理場 (トワシター-ブルー対応)	修理場 (トワシター-ブルー対応)
照明塔	照明塔
上下水道施設	上下水道施設
その他 (守衛室, 危険物倉庫)	その他 (守衛室, 危険物倉庫)
倉庫	倉庫
ライコンテナヤード	ライコンテナヤード
リーフター-コンテナヤード	リーフター-コンテナヤード
検査ヤード	検査ヤード
ハンブール	ハンブール
管理棟	管理棟
コンテナ洗浄場	コンテナ洗浄場
ゲートハウス	ゲートハウス
マリナーハウス	マリナーハウス
雨天作業上屋	雨天作業上屋
くん蒸施設	くん蒸施設
喫煙所	喫煙所

地点	X	Y
①	47,780,000	70,772,500
②	47,780,000	71,472,500
③	48,180,000	71,472,500
④	48,180,000	70,772,500
⑤	47,130,000	70,772,500
⑥	48,100,000	70,772,500
⑦	47,960,000	70,772,500

\* ① ~ ⑦ は座標値を表す。

竣工年度	平成10年度
工事名	外資コンテナ船設計施設
発注者	省建設局
工事場所	福岡県福岡市東区
面積	約10,000㎡
建設費	約100億円
設計者	〃